

# 環境対応車導入促進助成金交付要綱

一般社団法人山梨県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「山ト協」という。）が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して行う環境対応車導入に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定め適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60号第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、車両総重量2,5トン超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド自動車、電気自動車をいう。
- (2) 「事業者」とは、山ト協の会員で環境対応車を「リース」又は「買取り」により導入し使用する者をいう。なお、本実施要綱第2条（1）に定められた電気自動車については、リースの場合は車両の使用者に対し、買取りの場合は車両の所有者に対し、別途、下記の条件を付す。
  - ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下または従業員数300人以下）の事業者であること。
- (3) 「買取り」とは、一括もしくは割賦による「環境対応車」の購入をいう。

## (環境対応車導入に対する助成)

第3条 山ト協は、事業者から環境対応車導入助成の申請があった場合、全ト協の環境対応車導入促進助成金交付要綱（以下「全ト協要綱」という。）及び山ト協の環境対応車導入促進助成金交付要綱に基づき助成の対象となるものに対し、この要綱により予算の範囲内で助成することができる。

なお、1事業者に対する助成台数は、導入種別に係らず5台までとする。

## (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、別表1に示すとおりとする。

但し、消費税は、全ト協要綱の取扱いのとおり助成対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、山梨県内に使用の本拠を有し、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月10日までに登録を完了するものでなければならない。

- 2 前項の登録は初度登録でなければならない。(使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く)

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める環境対応車導入促進助成金交付申請書を山ト協へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 山ト協は、第6条の申請が適正であり、かつ、全ト協及び山ト協が助成対象と認めたときは、環境対応車導入促進助成金交付決定書(様式1)により事業者へ通知する。

- 2 山ト協は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第8条 事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、完了した日から1ヶ月以内に環境対応車導入報告書(様式2)により、山ト協に報告しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 山ト協は、前項の環境対応車導入報告書の提出があったときは、速やかにその報告を審査するとともに、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときには、当該車両がリースによる導入の場合は事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書(様式3)を山ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書(様式4)を山ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令に従い善良な管理者の注意をもって導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、山ト協は法定耐用年数を経過していない車両に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについては、この限りではない。

(1) 助成金の交付決定内容もしくは、これに付した条件その他法令及びこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故もしくは、火災等により車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は、競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 事業者が山ト協を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が既に事業者に交付されているときは、山ト協は事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は譲渡、交換、破棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

但し、あらかじめ山ト協の承認を受けた場合はこの限りでない。

(雑 則)

第13条 山ト協は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は平成14年4月1日より適用する。

本要綱は平成15年4月1日より適用する。

本要綱は平成16年4月1日から適用する。

本要綱は平成17年4月1日から適用する。

本要綱は平成18年4月1日から適用する。

本要綱は平成19年4月1日から適用する。

本要綱は平成20年4月1日から適用する。

本要綱は平成21年4月1日から適用する。

本要綱は平成22年4月1日から適用する。

本要綱は平成23年4月1日から適用する。

本要綱は平成24年4月1日から適用する。

本要綱は平成25年4月1日から適用する。

本要綱は平成26年4月1日から適用する。

本要綱は平成27年4月1日から適用する。

本要綱は平成27年4月1日から適用する。

本要綱は平成28年3月18日から適用する。

本要綱は平成30年3月15日から適用する。

・令和4年4月1日 一部改正

別表1 助成金の交付額（第4条関係）

導入区分	助 成 額
買取り	定額（但し、別に定める）
リ ー ス	定額（但し、別に定める）

※いずれも、消費税及び地方消費税は助成の対象外とする

## 環境対応車導入促進助成金交付要綱実施細目

一般社団法人山梨県トラック協会

令和4年度における助成金交付額は、下表「令和4年度環境対応車導入促進助成金交付額一覧表」に示すとおりとする。

### 令和4年度 環境対応車導入促進助成金交付額一覧表

#### 1. CNG車（新車）

【リース、買取り】

(単位：円)

最大積載量	価格差	山梨県トラック協会	全日本トラック協会	合計
2 tクラス	730,000	122,000	122,000	244,000
4 tクラス	2,750,000	459,000	459,000	918,000

#### 2. ハイブリッド車

【リース、買取り】

(単位：円)

最大積載量	価格差	山梨県トラック協会	全日本トラック協会	合計
2 tクラス	770,000	96,000	97,000	193,000
4 tクラス	2,680,000	335,000	335,000	670,000

#### 3. CNG車（使用過程車改造）

(単位：円)

最大積載量	改造費	山梨県トラック協会	全日本トラック協会	合計
2 tクラス	730,000	100,000	100,000	200,000
4 tクラス	2,750,000	100,000	100,000	200,000

#### 4. 電気自動車（新車） 国の補助金を併用することを条件としないもの

(単位：円)

車両 総重量	価格差	山梨県トラック協会	全日本トラック協会	合計
2. 5 t超	8,520,000 ～ 10,990,000	300,000	300,000	600,000